

## アップ保育園施設及びサービスに関する内容

設置者	アップホールディングス株式会社 代表取締役 吉山恒貴			管理者	施設長 吉山恒貴			
施設の名称・所在地	アップ保育園 〒890-0082 鹿児島県鹿児島市紫原6丁目42-16 徳留ビル1階							
建物の設備規模及び構造	<b>【鉄骨造り】</b>							
	保育室	0歳児	10.34㎡	調理室	10.38㎡			
		1歳児	29.41㎡	その他	49.83㎡			
		2歳児		総延べ面積	99.96㎡			
事業開始年月日	平成31年4月1日							
開園及び閉園時間	月～金曜日	7:00～20:00 (延長時間帯～22:00まで)						
	土日・祝日	7:00～20:00 (延長時間帯～22:00まで)						
サービス内容及び 利用料金	月極預かり			※全て食事代込の値段です。 ※無償化対象児童は0円です。				
	地域枠	22,000円						
	従業員枠	17,000円						
入所定員	合計	地域枠： 0～6人			0歳児	1歳児	2歳児	
	12人	従業員枠： 6～12人(内、自社枠2人)			4人	4人	4人	
保育士及び 職員の配置数	月～金曜日			土日・祝日				
	7:00～20:00	7名 保育士5名/その他2名			7:00～20:00	7名 保育士5名/その他2名		
	20:00～22:00	2名 保育士1名/その他1名			20:00～22:00	2名 保育士1名/その他1名		
	※その他調理員2名を配置しています。			※その他調理員1名を配置しています。				
	延長時間帯…前日までに予約をお願いいたします							
保険契約の種類・ 保険事故及び 保険金額	普通傷害保険			賠償責任保険				
	災害共済給付制度(日本スポーツ振興センター)			施設賠償 生産物賠償(損保ジャパン)				
	死亡見舞金 3,000万円(通園中は1,500万円) 障害見舞金 4,000万円			身体1名につき5,000万円限度 1事故につき5,000万円限度				
嘱託医の名称・ 所在地・連絡先		病院名	所在地		連絡先			
	内科・小児科	紫原たはら医院	〒890-0082 紫原4-27-19		099-252-5233			
	歯科	瀬戸口たかし歯科	〒891-0141 谷山中央5-7-3		099-269-2600			
	※当施設は紫原たはら医院と提携しており、お子様が急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れする事としています。 又、月極保育のお子様に対しては、紫原たはら医院の医師による年2回の定期健康診断を実施します。 ※当施設は瀬戸口たかし歯科と提携しており、お子様の緊急を要する又は事象必要とされた場合にお連れする事としています。 又、月極保育のお子様に対しては、瀬戸口たかし歯科の医師による年1回の定期健康診断を実施します。							
緊急時の関係機関の 連絡先・保護者の 連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育中に容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに提携医療機関又は主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。※発生対処マニュアルを遵守した対応</li> <li>●保護者と連絡が取れない場合は、お子さまの身体の安全を最優先させ、登園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください ※発生対処マニュアルの作成と遵守した対応</li> </ul>							
非常災害時の関係機関連絡 先・保護者との連絡方法・ 避難訓練の実施状況・避難 場所や避難方法	連絡方法	NTT災害用伝言ダイヤル(171)【再生手順：171→2→099-814-7725】 災害用伝言版(web171)、Instagram、Facebook ※安全対策マニュアルの作成と遵守した避難措置						
	避難訓練	火災・地震等(台風・水害含む)を想定した消火及び避難訓練を月1回実施 ※年2回は消防指導						
	避難場所	第1避難場所	つくし公園	※玄関に避難経路と避難場所を掲示				
		第2避難場所	紫原北公園					
	避難方法	乳児については個別に、他の児童はベビーカーにて移動						
不審者対応訓練も年2回実施し、撃退備品の設置と訓練を実施 ※不審者侵入対応マニュアルの作成と遵守								
虐待防止に関する 研修実施の状況・ マニュアル作成状況	《園内外研修》お子さまの人権の擁護及び虐待の防止を図るため児童虐待防止研修を年1回実施しています。 《虐待防止マニュアル》対応マニュアルの作成と対応フローチャートの作成と玄関掲示							
設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別	(無) ・ 有							
無償化に関する概要説明 および手続き	別資料の「幼児教育・保育 無償化のしおり」を参照し、適切な告知及び管理をします。 園児の無償化判断は、基準書を厳守した保護者からの書類受理または必要とされる要綱を遵守し、自園責任で判断します							

当施設は、児童福祉法第34条の15第2項若しくは同法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の許可を受けてない保健施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき鹿児島市への設置届出を義務付けられた施設です。